



平成 28 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代表取締役社長 村 上 憲 郎
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 コーポレートコミュ ニケーション室長 白 土 朋 之
(TEL. 03-5284-8326)

当社株式の特設注意市場銘柄の継続に関するお知らせ

当社の株式は、平成 27 年 1 月 29 日付で株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」）から特設注意市場銘柄に指定されておりましたが、平成 28 年 5 月 31 日付で特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特設注意市場銘柄継続の理由

当社は、平成 26 年 12 月 12 日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、同日、過去の決算短信及び四半期決算短信の訂正を開示しました。また、同月 19 日に、当該第三者調査委員会の追加調査報告書を開示しました。

これらにより、当社において発電機及び太陽光発電施設等に係る売上が過大に計上されていたこと等が明らかになり、その結果、当社は同月 12 日に、新規上場直後に開示した平成 25 年 12 月期第 3 四半期から平成 26 年 12 月期第 2 四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出しました。

本件は、電源開発事業における与信管理体制等の不備や内部監査・監査役監査の実効性が不十分である状況に加え、当時の代表者らに対する取締役会の監視・牽制機能が有効に働いておらず、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたことから、東京証券取引所より平成 27 年 1 月 29 日に当社株式が特設注意市場銘柄に指定されました。

今般、当該指定から 1 年を経過した後に当社から提出した内部管理体制確認書の内容等を東京証券取引所が確認したところ、当社は、与信管理体制の見直し、内部監査体制の整備及び監査役の監視機能の強化など、改善に向けた取組みが行われていることが認められました。他方で、社外取締役の増員などの取締役会の機能強化に向けた取組みも認められるものの、当時の代表者らに対する取締役会の監視・牽制機能の有効性に関連して、なお確認する必要があると東京証券取引所が判断いたしました。

これらを踏まえると、当社の状況は、内部管理体制等に問題があると認める場合に該当するこ

とから、当社株式について特設注意市場銘柄指定を継続する旨の通知を受領いたしました。

なお、今回、特設注意市場銘柄の指定が継続されたことにより、直ちに上場廃止の事由に該当することはございませんが、当該指定から1年6か月を経過した日（平成28年7月29日）以後に、当社が再提出する内部管理体制確認書の内容等を東京証券取引所が確認し、内部管理体制等について改善がなされなかったと認められた場合は、当社株式は上場廃止となります。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げますとともに、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 当社の今後の取り組み

今般、東京証券取引所からの特設注意市場銘柄指定の継続を受け、当社は内部管理体制等の確立に努め、内部統制の整備・構築並びに運用についても実効性を徹底することとし、特設注意市場銘柄指定の解除に向けて全社一丸となって取り組んでまいります。

今後の具体的な内部管理体制の改善策等につきましては、後日、改めてお知らせいたします。

以 上